

# 天草高等学校同窓会「図南会」会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、天草高等学校同窓会「図南会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と融和を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は熊本県立天草高等学校内に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員、推薦会員、及び特別会員とする。

- (1) 正会員は、天草中学校・本渡高等女学校・私立天草養成女学校・併設中学校・天草高等学校・天草女子高等学校・倉岳分校・済々黌天草分校を卒業した者とする。
- (2) 準会員は、天草高等学校の在校生とする。
- (3) 推薦会員は、本会の発展に功労があった者又は本会に入会希望のある者で、理事会の推薦を受けた者とする。
- (4) 特別会員は、卒業生を除く母校に在職する職員及び旧職員とする。
- (5) 会員は別に定める入会金及び年会費を納めるものとする。

第5条 本会は、地区図南会を置くことができる。

## 第2章 事業

第6条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 総会その他の会議開催に関する事業
- (2) 母校の発展に寄与する事業及び周年事業に関する事業
- (3) 各地区図南会との連絡協調に関する事業
- (4) 会員相互の親睦融和に関する事業
- (5) 会報、ホームページ及び図書等による情報提供に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事25名(含む事務局長)以内、監査委員2名。

(役員を選任)

第8条 会長は、正会員の中から別に定める推薦委員会で推薦し、総会において選任するものとする。

2 会長以外の役員及び委員は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は、その職務を代行する。
- 4 理事は、本会の活動の企画立案、その他本会の運営について協議する。
- 5 監査委員は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

#### 第4章 代議員

- 第11条 本会に代議員を置く。
- 2 代議員は、学年代表とする。
  - 3 代議員の選任は、当該会員の互選によるものとする。

#### 第5章 顧問

- 第12条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、本会の会務について諮問に応ずる。

#### 第6章 会議

- 第13条 本会の会議は、総会、理事会、専門委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長もしくは構成員の中から会長が指名する。
  - 3 表決は、出席者の過半数で決する。  
但し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
  - 4 本会に会議の議事録を備える。

(総会)

- 第14条 総会は、本会の役員及び代議員並びに各地区凶南会会長で構成し、決議事項については、会報及びホームページを以て報告するものとする。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 会則の改正
    - (2) 事業計画及び予算
    - (3) 事業報告及び決算
    - (4) その他、運営に必要な重要事項

(理事会)

- 第15条 理事会は、会長、副会長、及び理事（含む事務局長）で構成する。
- 2 理事会は、本会の運営に関する次の事項を審議する。
    - (1) 総会決議事項の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他会務執行に関する事項

(専門委員会)

- 第16条 専門委員会は、必要に応じて開催し、会長の諮問事項を審議する。
- 2 委員は会員の中から会長が委嘱する。

#### 第7章 資産及び会計

- 第17条 本会の資産は、財産目録に記載された資産とする。
- 2 本会の会計は、入会金、年会費、寄付金、その他を以て充てる。
  - 3 本会の入会金及び年会費は、運営細則により別に定める。
  - 4 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第8章 事務局

- 第18条 本会に、事務局を置き、会計事務、議事の収録、書類の保管、会議の通知及びその他の業務にあたる。
- 2 事務局には、次の役職を設ける。
    - (1) 事務局長 1名
    - (2) 事務局次長 1名
    - (3) 事務局員 1名
  - 3 事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が指名する。

附則

この会則は、承認の日から施行する。

制定

大正 8年 9月22日 設立総会・規約の制定  
(天草中学校)

昭和24年12月 2日 新制高校の第1回同窓会開催  
(天中・本渡高女男女統合決定)

改正

1	昭和26年 9月30日	一部改正
2	昭和28年10月11日	〃
3	昭和36年11月10日	〃
4	昭和39年12月 6日	〃
5	昭和59年 9月 9日	〃
6	平成 5年 4月11日	〃
7	平成 9年11月 2日	〃
8	平成13年10月28日	〃
9	平成18年 4月22日	改正
10	平成21年 4月19日	一部改正
11	平成22年 4月17日	〃
12	平成28年 4月23日	改正
13	平成30年 4月21日	一部改正